

令和3年度 第5回 常任理事会

日時：令和3年10月21日（木）
午後4時00分～5時00分
会場：板橋法人会館3階会議室

出席	平野、浦田、 森田、長谷川、吉川、坂口、 荒木、武居、瓜生、須藤、 山上、吉田、奥積、高津、船橋
	※口印は、オンラインでの参加

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：浦田総務担当副会長

I. 会長挨拶

II. 議 題

1. 審議事項

- (1) 令和4年度事業の基本方針等の策定について【資料1】
- (2) 令和4年度事業の基本方針及び主要施策の検討【資料2】
- (3) 令和4年度予算編成方針の検討【資料3】

2. 各委員会報告

- (1) 総務委員会所管事業
- (2) 事業研修・税制委員会所管事業
- (3) 厚生委員会所管事業
- (4) 組織・広報委員会所管事業
- (5) 社会貢献委員会所管事業

3. 各ブロック・部会報告

4. 報告事項

- (1) 執行状況調書（9月末）について【資料4】
- (2) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料5】

5. その他

- (1) 会費請求コンビニ決済の導入の検討【資料6】

6. 配付資料

- (1) 新たに制定された規則等
 - ・役員等の職務執行に伴う費用の負担について（令和3年9月16日理事会決定）
 - ・ブロック長会議の運営について（令和3年9月16日正副会長会決定）

公益社団法人板橋法人会 令和4年度事業の基本方針等の策定について

この度策定する、事業の基本方針及び主要施策等は、公益社団法人板橋法人会の当該年度における活動を、会員はもとより広く社会に示すものであり、正に法人会運営の要と言えるものです。

その策定は、法人会運営における最も基本となる事柄を決める大切な作業であり、事務局案を用意しましたので、下記の事項を参考に慎重な議論をお願いします。

記

1. 基本方針について

(1) 基本方針及び主要施策等は、理事会の承認を得たうえで、総会で報告し、そのことをもって、全ての会員にお約束する重要なものです。

具体的には、総会の議案書に掲載すると同時に、法人会のホームページにも掲載し、広く公開しています。

また、公益社団法人として、認定法の規定に基づき、行政庁である東京都に対して報告しています。さらに、同法で、公の団体として、一般に公表することが義務付けられており、ホームページに掲載することで対応しています。

(2) 法人会の活動は、単体法人会、東法連、全法連との重層構造により、活動の統一性と充実を図っており、基本方針等の策定にあたっては、これを踏まえる必要があります。

平成4年9月、全国の法人会が「社団法人」として法人格を取得する際に、法人会のさらなる発展を目指し、全法連において基本的指針を取りまとめています。その後、新公益法人制度のもと、全ての法人会が新しい公益法人等に移行したことに伴い、全法連において、平成27年3月に新たな「理念」を制定し、税のオピニオンリーダーとして、公益性の高い事業活動を一層推進するとしています。

【法人会の理念】

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

(3) 基本方針では、これらを踏まえ、法人会の「理念」を実現するため、板橋法人会としての基本的な姿勢や考え方を示すこととなります。

具体的には、どういう考え方や方向性で、法人会の「理念」を実現するかをこの基本方針で明確にします。

2. 主要施策について

(1) 主要施策では、基本方針で示した考え方や方向性にそって、理念を実現するための事業について、施策として体系的に整理し、その目的や手段などを具体的に記載します。

初めて見る人が、板橋法人会が、誰を対象に、何のために、どの様なことをするのか。そして、何をしようとしているのか、が分かるように記載します。

(2) 施策の体系については、分かり易さを重視して、法人会の定款や公益認定された事業項目で区分することとしています。

【施策の体系】

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策
- 2 地域企業の健全な発展に資する施策
- 3 地域社会への貢献を目的とする施策
- 4 会員の交流に資するための施策
- 5 会員の福利厚生等に資する施策
- 6 その他目的を達成するために必要な施策

3. 主要事業実施計画について

(1) 主要事業実施計画は、正副会長会において策定した、基本方針及び主要施策、並びに予算編成方針に基づき、各委員会において、具体的な事業を検討します。

(2) 各委員会で検討し実施するとした事業について、施策の体系順に整理して記載し、初めて見る人でも、何の事業を行うのか、が分かるように記載します。

【事業の体系】

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
 - (1) 税知識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- 2 地域企業の健全な発展に資する事業
- 3 地域社会への貢献を目的とする事業
- 4 会員の交流に資するための事業
- 5 会員の福利厚生等に資する事業
- 6 その他目的を達成するために必要な事業

4. 予算編成方針について

予算編成方針は、各委員会が、正副会長会から提示された基本方針及び主要施策に沿って事業を検討する際に、より具体的に検討するための指針となるもので、基本方針及び主要施策と並行して、予算編成方針を策定する必要があります。

公益社団法人板橋法人会 令和4年度事業の基本方針及び主要施策の検討【事務局案】

令和3年度 事業計画	令和4年度 事業計画【案】
<p>I 基本方針 公益社団法人板橋法人会として9年目に入り、今年度も、法人会の基本指針である「企業経営および社会の健全な発展」「納税意識の向上」に基づき、会員企業の発展と法人会組織の充実強化を図り、公益法人としての使命を達成するため、関係機関との連携を密にし、《よき経営者をめざすものの団体》として、各種事業の推進に取り組んでまいります。</p> <p>令和3年度は、東京都や板橋区が行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた主催事業等の実施判断基準を参考に、法人会として行事開催等に関して定めた「コロナ禍における各種事業の実施判断及び行事開催等に関するガイドライン」に基づき、安心安全を第一とするなどの基本方針に沿って、主要事業の実施につとめます。</p> <p>II 主要事業計画</p> <p>1 会員増強活動 会員一人一人が会員増強活動に携わることで、各支部の事業と連携した入会勧奨や新設法人説明会等における女性部会役員の勧奨活動を行う。</p> <p>2 組織基盤の整備 法人会組織の特性を生かして、さらなる異業種交流の場の提供に努める。委員会活動の活性化を図る。青年部会・女性部会等への積極的支援の実施。非会員へ訴求効果があり、入会メリットの位置づけ高い事業の実施。</p> <p>3 研修活動 簿記講習会等各種講習会、研修会の開催。中小企業経営者を対象とした経営戦略セミナー等、経営力UPにつながる実務セミナーや、従業員向けのスキルアップ講習会の開催。会員相互の親睦と交流を図る支部研修会の開催。税務署指導官による税制改正についてのブロック別税務座談会、税理士による実践的かつ身近な問題をテーマとした税の知っ得塾の開催。税務、労務、経営支援等の相談窓口の開設等を通じて、積極的な経営者支援を行う。</p> <p>4 広報活動・コミュニケーション対策 広報紙「法人いたばし」を発行し、ホームページやSNSを含め、会員相互のコミュニケーションや、非会員への法人会活動の紹介の媒体として活用する。税のオピニオンリーダーとしての責務を果たすため、国税当局および税務関係団体と連携し、e-Taxをはじめとする電子申告制度の普及促進を図る。</p>	<p>I 基本方針 板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいります。</p> <p>そのために、板橋法人会は、コロナ禍にあっても必要な感染予防対策を講じたうえで、法人会の原点である「税」に関する活動を中心としつつ、行政と連携した公益性の高い事業、地域の特性を生かした多様な社会貢献事業、会員企業の発展や交流などを図る共益事業、会員に対する福利厚生事業などに取り組んでまいります。そして、事業の実施にあたっては、これまでの活動実績を踏まえつつ、必要な見直しを行い、より効率的・効果的な事業実施に努めてまいります。</p> <p>また、公益社団法人化10年目の節目を迎え、板橋法人会の更なる発展を目指して、会員の増強など組織基盤の整備に力を注ぐとともに、情報開示による透明性の高い運営にも取り組んでまいります。</p> <p>II 主要施策</p> <p>1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策 公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象として、税知識の普及と納税意識の向上に資するための事業を展開する。</p> <p>税に関する説明会や講習会などの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるなど、新しい開催方式を取り入れることにより、その着実な実施を図る。</p> <p>また、将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動の充実を努めるほか、税を考える週間にあわせて「税をテーマとした川柳コンクール」を関係団体と連携して実施する。その他、e-Tax及びeLTAXの一層の利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努め、支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。</p> <p>さらに、税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。</p> <p>広報紙「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。</p> <p>また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開し、法人会の知名度の向上を図る。</p> <p>2 地域企業の健全な発展に資する施策 公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業をも対象に、多様なニーズに応える研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。</p> <p>その開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに Web 配信を導入するなど、より効果的で安全な開催に努める。</p>

5 社会貢献活動

チャリティーコンサート事業、子育て支援事業等の実施。産業見本市でのビジネスセミナーの開催など行政とのイベント協働事業の実施。区内17支部と部会による、地域の特性を生かした、多様な社会貢献事業に取り組む。

6 福利厚生事業の推進

サンシャインシティ、東京ディズニーリゾート等の斡旋事業をはじめとする会員に対する福利厚生事業の実施。医療機関による一日人間ドックの開催。経営者大型総合保障制度推進事業等保険共済事業の普及推進。労働保険事務代行業務の実施。

7 会議等の開催

通常総会、正・副会長会、常任理事会、理事会、各委員会、関係団体との打合せ会議等の開催

8 講演会等の開催

厚生講演会等各種講演会の開催。

9 税制改正要望のとりまとめ

現状の税制に対する改正要望、意見の集約、及び今後の税制のあり方等について調査、研究を行いその実現に向けて「税制改正要望事項」を取りまとめ上申する

また、インターネットを使ったセミナー配信サービスや企業の相談の機会を提供するなど、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、企業のニーズに適したサービスを推進する。

さらには、板橋区と連携して、企業の発展に資する取り組みを行うなど、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

3 地域社会への貢献を目的とする施策

公益社団法人として、地域の発展や地域住民に貢献することが求められており、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、法人会の持てる力を発揮し、より効果的で安全な開催に努める。

また、法人会の組織力を使い、著名人等を招聘しての講演会の開催や、次世代を担う子供たちのため、板橋区と連携して子育て支援事業を実施する。

さらに、地域の活性化のため、板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動に取り組む。

こうした様々な社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業を展開する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、より効果的で安全な開催に努め、人と人とのつながりを作っていく。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場の提供に努める。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

こうした異業種交流など、会員のニーズの高い事業を着実に推進することで、法人会の魅力を高め、会員の法人会に対する帰属意識を高める。

5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、また、斡旋事務手数料が法人会の財政面でも大きく貢献していることから、その制度の維持と普及推進を図る。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業について、受託保険会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの簡易生命保険団体保険料払込代行や労働保険事務代行サービスを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、より効果的な事業執行に努める。

6 その他、目的を達成するために必要な施策

板橋法人会が、公益社団法人として国と社会の繁栄に貢献していくためには、法人会そ

のものが持続的に発展していく必要があり、時代に合った組織運営体制の構築が必須の課題である。

そのため、正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、会員一人ひとりが会員増強活動に携わる仕組みをつくるなど、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館について、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

Ⅲ 主要事業実施計画

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税知識の普及を目的とする事業

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

2 地域企業の健全な発展に資する事業

3 地域社会への貢献を目的とする事業

4 会員の交流に資するための事業

5 会員の福利厚生等に資する事業

6 その他目的を達成するために必要な事業

※この主要事業実施計画は、正副会長会において策定した、基本方針及び主要施策、並びに予算編成方針に基づき、各委員会において、具体的な事業を検討し、施策の体系順に整理して記載します。

※公益法人化10年目の節目を迎え、実施計画の括りを整理した事務局案となっています。

具体的には、「6 その他目的を達成するために必要な事業」を項目立てて、分かり易くしたいと思います。

Ⅲ 主要事業実施計画

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税知識の普及を目的とする事業

①新設法人説明会

②決算法人説明会

③法人税申告書・決算書の書き方講習会

④ブロック別税務座談会

⑤税の知っ得塾

⑥租税教室

⑦支部研修会

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

①e-Tax・eLTAXを促進する

②自主点検チェックシート、ガイドブックの普及推進

③広報紙等による税情報の発信

④税を考える週間実施事業(税をテーマとした川柳コンクール)

⑤イベント協働事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

①税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出(全国大会)

②全国青年の集い

③女性フォーラム

2 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 簿記講習会

(2) 税務・労務・経営及び経営支援相談

(3) インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」

(4) 夏期研修会

(5) 実務セミナー

(6) いたばし産業見本市ものづくりセミナー

(7) ものづくり・商業・サービス 革新補助金無料相談会

3 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 厚生講演会

(2) チャリティーコンサート事業

(3) 子育て支援事業

- (4) 青年部会地域社会貢献事業
- (5) 女性部会地域社会貢献事業
- (6) 支部社会貢献活動
- (7) 地域講演会

4 会員の交流に資するための事業

- (1) 署長講演会
- (2) 法律相談
- (3) 板橋税務署との意見交換会
- (4) いたばし産業見本市参加助成
- (5) 板橋区民まつり協賛
- (6) 板橋C i t yマラソン イベント協働事業
- (7) 女性部会全国大会懇親会
- (8) 新年賀詞交歓会
- (9) 第4回理事会（情報交換会）
- (10) 総会懇親会
- (11) 会員増強功労者表彰
- (12) 会員増強活動用器材の手配
- (13) 支部活動（共益）
- (14) 青年部会共益事業
- (15) 女性部会共益事業
- (16) 源泉部会共益事業
- (17) 経営者大型保障制度の普及推進（案内・周知）
- (18) 経営保全プランの普及推進（案内・周知）
- (19) がん保険制度の普及推進（案内・周知）
- (20) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）

5 会員の福利厚生等に資するための事業

- (1) 簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金事務
- (2) 板橋法人会館の賃貸業務
- (3) 労働保険事務代行業務

公益社団法人板橋法人会 令和4年度予算編成方針の検討【事務局案】

令和3年度 予算編成方針	令和4年度 予算編成方針【案】
<p>1. 予算編成方針</p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、国や自治体の動向を注視しつつ、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(2) 会員企業の健全な発展、経営力の向上、経営の安定を支援するため、関連する事業を着実に実施すること。</p> <p>(3) 公益社団法人として、社会貢献活動の充実に取り組み、地域社会の活性化・振興のための事業を展開すること。</p> <p>(4) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(5) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(6) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源の見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(7) 支部会計における令和2年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(8) 部会費における令和2年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(9) 法人会の持続的な発展を目指して、活動の拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営をすべく、(仮称)法人会館維持管理計画を策定し、「減価償却引当資産」等への積立額を増額するとともに、会館の空調換気設備更新を着実に実施すること。</p>	<p>1. 予算編成方針</p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和4年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、国や自治体の動向を注視しつつ、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源の見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>

公益社団法人板橋法人会 令和3年度執行状況調書

【単位：円】

項 目		予算額	6月末の状況	9月末の状況	12月末の状況	年度末の状況	備 考
収入	経常	会 費	34,262,400	31,927,200	32,116,980		
	事業収益	46,662,000	8,545,469	17,258,743			家賃収入、講習会参加費他
	補助金	25,953,600	6,997,600	14,651,600			全法連助成金
	部会費	2,767,000	2,473,000	2,473,000			
	雑収益	2,020,400	136,843	315,583			広告料、自販機収入
	繰越金	35,933,922	35,933,922	35,933,922			令和2年度執行残
	【経常収入の計】	147,599,322	86,014,034	102,749,828	0	0	
資産	備品購入費繰入	16,390,000	16,390,000	16,390,000			備品購入引当資産から
①	【収入の計】	163,989,322	102,404,034	119,139,828	0	0	
支出	経常	⑥ 公益目的事業会計	69,597,440	8,255,751	16,478,539		
	収益事業等会計	32,941,942	4,100,739	7,146,285			
	法人会計	15,348,034	6,600,524	10,332,815			
	支部・部会会計	0	11,347,875	13,859,875			支部・部会への仮払金
	⑦ 【経常費用の計】	117,887,416	30,304,889	47,817,514	0	0	
	資産	空調換気設備更新	16,390,000	16,390,000	16,390,000		
②	【支出の計】	134,277,416	46,694,889	64,207,514	0	0	
③	執行残（①-②）	29,711,906	55,709,145	54,932,314	0	0	
④	遊休財産該当資産	5,054,139	5,054,139	5,054,157			周年行事引当資産
⑤	遊休財産額（③+④）	34,766,045	60,763,284	59,986,471	0	0	

○公益法人の財務基準（公益事業比率）の検証

公益事業比率	59.04%	27.24%	34.46%	#DIV/0!	#DIV/0!	（⑥公益目的事業会計 / ⑦経常費用の計）
--------	--------	--------	--------	---------	---------	-----------------------

○公益法人の財務基準（遊休財産額保有制限）の検証

遊休財産額の保有上限額	69,597,440	8,255,751	16,478,539	0	0	⑥公益目的事業会計の額
遊休財産額	34,766,045	60,763,284	59,986,471	0	0	⑤遊休財産の額
保有上限額の超過の有無	34,831,395	△ 52,507,533	△ 43,507,932	0	0	⑤-⑥の額 【△は超過状態】

※遊休財産額の対象とならない固定資産及び特定資産を除いて計算している。

令和3年9月末 会員増減報告書

(1)稼動法人数	12,260
(2)前月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,268
(3)増加数	8
(4)減少数	8
(5)差引	0
(6)当月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,268
(7)加入率	34.8%

(6)における当月会員数の内訳

① 正会員数	3,957
② 正会員以外の会員数(法人)	141
③ 正会員以外の会員数(個人)	170
合計・・・(①+②+③)	4,268

【労働保険事務組合の加入状況】

前月総組員数	248	
増加数	新規入会	1
	既存会員	0
減少数	0	
当月総組員数	249	

※業種により1社で複数の事業場を含む。

増加数内訳	① 勸奨	7
	② 転入	0
	③ 不明他	1
(3)合計・・・(①+②+③)	8	

(3)における会員種別増加数

① 正会員の増加数	8
② 正会員以外の会員(法人)の増加数	0
③ 正会員以外の会員(個人)の増加数	0
合計・・・(①+②+③)	8

減少数内訳	① 転出	1
	② 休業・廃業 <small>(倒産、吸収合併等による会社消滅も含む)</small>	4
	③ 所在不明	0
	④ 会費未納会員の整理	0
	⑤ 脱会	3
	小計	3
(4)合計・・・(①+②+③+④+⑤)	8	

会費請求におけるコンビニ決済導入の検討

1. はじめに

先の常任理事会において、会費の未納対策及び集金業務の効率化の観点から、「コンビニ決済」の導入についての意見が出されました。

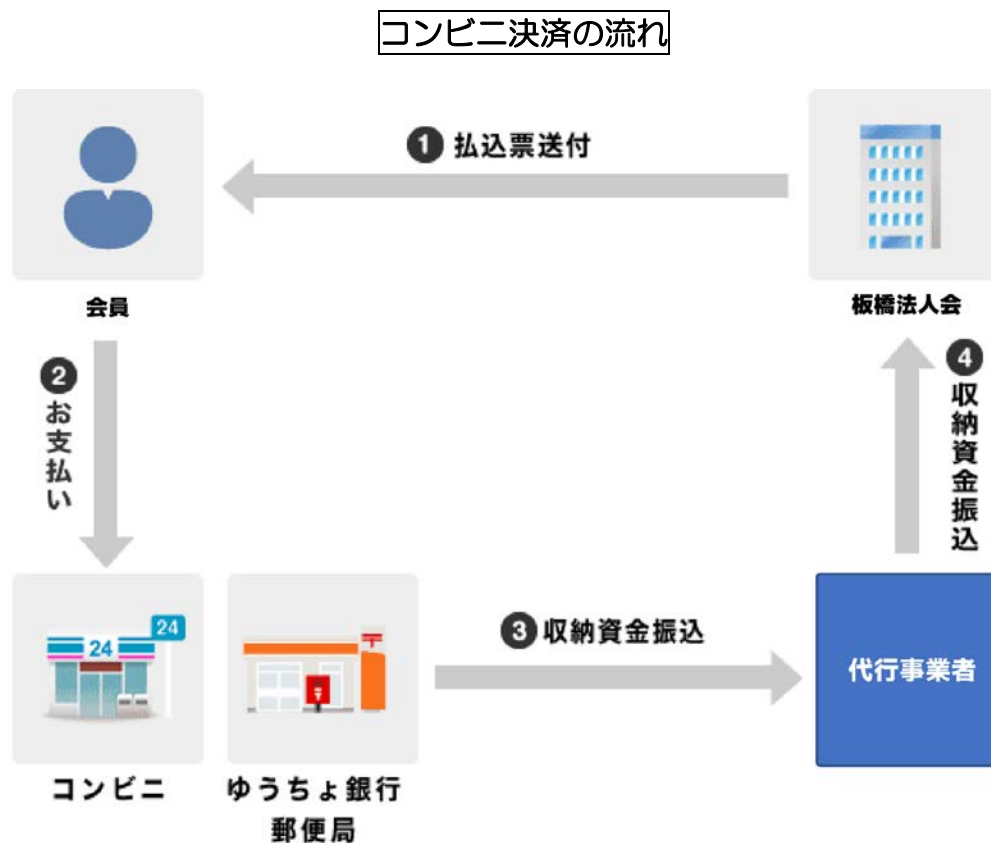
現在の会費請求の状況は、会員全体の約9割 3,800社が口座自動引落し、残りの約1割 500社が振込や持参という状況にあります。

また、この500社のうち、例年約200社が会費未納となり、再請求の手続きを行っています。そして、再請求の結果、振込まれたもの約70社、職員が集金したものの約70社、残り約60社が滞納という状況になっています。

2. コンビニ決済の流れ

現在は、会費請求の際に法人会の口座番号をお知らせし、会員に金融機関で振込の手続きをしていただいています。

コンビニ決済では、「払込票」が必要であり、会費の支払にコンビニ決済を導入する場合には、新たに「払込票」を作成し、これを会費請求書に同封して会員の送付することになります。



3. コンビニ決済のメリット

(1) 誰でも利用ができる（会員）

「どんな人でも利用出来る」ということが、コンビニ払いの最大のメリットとして挙げられる。

(2) いつでも支払いができる（会員）

コンビニ決済は、自分の好きなタイミングで支払える決済方法。外出時にコンビニに寄って支払いを済ませることができるなど、「支払いやすさ」がある。

(3) 収納率の向上が期待できる（法人会）

何時でも、誰でも、というコンビニ決済の便利さで、これまで未納だった会員が会費を納める可能性がある。

4. コンビニ決済のデメリット

(1) 新たな経費が発生する（法人会）

コンビニ決済の導入にあたっては、払込票の作成や収納資金の取りまとめなどの業務を専門の代行業者に委託する必要がある。

その際には、システムを導入する為の初期費用（11,000 円程度）、システムを利用するための月額固定費（16,500 円程度）、処理 1 件毎に発生する手数料（95 円～140 円程度）などの経費が発生する。

(2) 請求に時間を要する（法人会）

コンビニ決済に必要な「払込票」の作成を代行業者に委託し、取り寄せてからの会費請求となる。

(3) 会費の実入りが減少する（法人会）

会員から振込まれた会費は、代行業者を通して法人会に振込まれることになるが、その際に手数料が差し引かれ、法人会の収入額が減少する。

5. 導入に向けての考察

コンビニ決済は、誰でも、いつでも決済できるという点で、人気の決済手段となっています。

しかしながら、課題となっている、職員が集金した約 70 社及び滞納の約 60 社が、コンビニ決済を利用する可能性は未知数であり、仮に利用したとしても、コンビニ決済導入経費との関係で、採算が合わない場合も想定されます。

したがって、事務局としては、コンビニ決済の導入は、費用対効果を見極めたいと思います。

その一方で、会費収納の確実性を考えた場合、あくまでも自動口座引落としを中心に据えて、会員の口座自動引落としの割合を高めていく取り組みを進めたいと思います。

役員等の職務執行に伴う費用の負担について

(令和3年9月16日理事会決定)

公益社団法人板橋法人会役員報酬等及び費用に関する規程第11条の規定に基づき、法人会の役員が、その職務の執行に伴う費用の負担については、次のとおり運用することとする。

なお、この運用は、令和3年10月1日から適用する。

費用の種類 (第2条第5号)		負担区分	備 考
交 通 費		右に掲げる会議 法人会負担 右に掲げる会議以外 自己負担	○法人会館等で開催する本部主催の次の会議に出席した場合に支給 ただし、同じ日に引続き開催される会議に出席した場合、その会議の分は支給しない ・理事会、正副会長会、常任理事会、ブロック長会議、常設委員会、監査会、会計事務説明会 ・その他、上記の会議に準じる会議（打ち合わせ会は除く） ○支給額は一律（千円）とする ○支給開始は令和3年10月以降に開催する会議から適用する
通 勤 費		-	○該当なし（常勤役員を想定した規程）
旅 費	運 賃	法人会負担	○支給対象は、事業計画で承認された全国大会等への参加に伴う旅費に限る ○大会等に付属し全員参加が原則の懇親会は参加費で対応 ○エクスカージョンなど希望者を募る催しへの参加は自己負担 ○旅行期間中の昼食等に充てる費用として諸雑費を支給（1日2,500円）
	宿泊費	法人会負担	
	参加費	法人会負担	
	諸雑費	法人会負担	
手数料等	祝 金	法人会負担	○支給対象は、本部からの依頼に基づき、次の会議等に出席する場合に限る ・支部の総会、新年会等 ・部会の総会、新年会等 ・他団体の総会、記念行事、新年会等
	必要経費	法人会負担	○その他、正副会長会で協議し、必要と認められた経費 ○正副会長及び常任理事の名刺は事務局で作成し現物支給

ブロック長会議の運営について

(令和3年9月16日 正副会長会決定)

1. 会議の目的

板橋法人会の持続的な発展を目指して、支部及びブロック相互の情報の共有と親睦を図るため、ブロック長会議を開催する。

2. 会議のメンバー

ブロック長会議は、会長、総務担当副会長、ブロック長及び支部長をもって構成する。

3. 開催の時期

ブロック長会議は、年2回程度とし、通常総会終了後及び次年度の事業計画策定時の開催を目安とする。

4. 開催場所

板橋法人会館3階会議室において開催する。

5. 運営方法

(1) ブロック長会議は、会長が召集する。

(2) ブロック長会議の総合司会及び進行は、総務担当副会長がこれにあたる。

(3) ブロック長会議は2部制とする。

①第1部は、ブロック会とし、ブロック長の司会進行のもと、所属する支部相互の情報共有と意見交換の場とする。

②第2部は、全体会とし、ブロック長による情報提供と意見交換の場とする。

6. 事務局

ブロック長会議は、総務委員会の所管とする。

【参考】

○公益社団法人板橋法人会 ブロックの編成等に関する規程

(ブロック長の職務)

第4条 ブロック長は、当該ブロックに所属する支部と緊密かつ円滑な連携のもとに目的の事業を遂行するものとする。

2 ブロック長は、本部役員として、当該ブロックに所属する支部の事業に出席するものとする。

3 ブロック長は、当該ブロックに所属する支部に関する重要なものについて、常任理事会等で報告し、情報の共有化を図るものとする。

4 ブロック長は、事務局と連携し、ブロック別税務座談会の円滑な実施を図るものとする。